株式交換に係る事後開示書面

（会社法第791条第１項第２号、第801条第３項第３号
及び会社法施行規則第190条に定める書面）

2026年10月30日
ビズメイツ株式会社
株式会社With The World

2026年10月30日

株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区神田須田町2-19-23
ビズメイツ株式会社
代表取締役社長　　鈴木　伸明

兵庫県神戸市中央区浪花町56
起業プラザひょうご内
株式会社With The World
代表取締役社長　五十嵐　駿太

ビズメイツ株式会社（以下「ビズメイツ」といいます。）及び株式会社With The World（以下「With The World」といいます。）は、2026年10月5日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年10月30日を効力発生日として、ビズメイツを株式交換完全親会社、With The Worldを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第１項第２号、第801条第３項第３号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

１．株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第１号）

2026年10月30日

２．株式交換完全子会社における会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第２号）

（１）会社法第784条の２の規定による手続の経過

会社法第784条の２の規定による請求を行ったWith The Worldの株主はおりませんでした。

（２）会社法第785条の規定による手続の経過

With The Worldは、会社法第785条第３項の規定に基づき、2026年10月5日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるビズメイツの商号及び住所をWith The Worldの株主に通知いたしましたが、会社法第785条第１項に基づく株式買取請求を行ったWith The Worldの株主はおりませんでした。

（３）会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（４）会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

３．株式交換完全親会社における会社法第796条の２、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第３号）

（１）会社法第796条の２の規定による手続の経過

ビズメイツは、会社法第796条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の２の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

（２）会社法第797条の規定による手続の経過

ビズメイツは、会社法第797条第３項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第２項の規定に基づき、2026年10月9日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるWith The Worldの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、ビズメイツは、会社法第796条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第１項の規定による手続について、該当事項はありません。

（３）会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

４．株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第４号）

本株式交換によりビズメイツに移転したWith The Worldの株式の数は、本株式交換によりビズメイツがWith The Worldの発行済株式の全部（ただし、ビズメイツが所有するWith The Worldの株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のWith The Worldの発行済株式総数からビズメイツが所有するWith The Worldの株式の数を除外した32株です。

５．その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第５号）

（１）ビズメイツは、会社法第796条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第３項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をビズメイツに通知したビズメイツの株主はおりませんでした。

（２）With The Worldは、会社法第783条第１項の規定により、2026年10月5日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

（３）ビズメイツは、本株式交換により、基準時のWith The Worldの株主（ただし、ビズメイツを除きます。）に対して、その所有するWith The Worldの普通株式１株につきビズメイツの普通株式1,073.875株の割合をもって、ビズメイツの普通株式を割当交付いたしました。なお、ビズメイツが割当交付したビズメイツの普通株式の合計は34,364株であり、そのすべてについて新規に株式を発行いたしました。

（４）本株式交換に伴い増加したビズメイツの資本金及び準備金は、以下のとおりです。

① 資本金　　：０円
② 資本準備金：会社計算規則第39条に従いビズメイツが別途定める額
③ 利益準備金：０円

以上